

八頭町と災害時における 相互応援協定を締結

昨年12月17日(月)に鳥取県知事公邸において、鳥取県知事を立会人とした八頭町との災害時における相互応援協定の締結式を行いました。

このたびの協定は、東日本大震災を教訓とし、自治体同士の相互応援・相互連携の重要性を再認識し、距離的に同時被災をする恐れが少ない八頭町、大山町の両町において、一方の町が被災した場合に、迅速かつ的確に、被災した町への応急措置等の支援及び一



▲締結式でがっちり握手を交わす
森田町長と平木八頭町長、平井知事

これにより、県及び県内39市町村間の協定では想定されていなかった一般行政事務の相互支援等が可能となりました。

「津波警報が変わります」

気象庁では、平成25年3月7日から、改善した津波警報の運用を開始します。巨大地震の発生により東日本大震災級の津波を予想した場合、大津波警報に「巨大」という言葉を用いて発表しますので、最大限の避難を行いましょ。

新しい津波警報などの詳しい内容は、気象庁ホームページをご覧ください。もしくは検索サイトで「津波警報が変わります」と入力し、そのリンク先に移動してください。

また、津波警報などを見聞きした場合、直ちに安全な場所(高台や避難ビル)へ避難することが重要ですが、海岸付近で「強い揺れ」「長くゆっくりとした揺れ」を感じた場合も自らの判断で直ちに安全な場所へ避難することが重要です。

いざという時には、自らの判断で安全な場所へ避難して、命を守ってください。

◆問い合わせ先

鳥取地方気象台防災業務課
☎0857-29-1313

虐待を なくすために⑥

すべての人を虐待から守る

このコーナーで5回にわたって「虐待とは何か」「当事者やまわりにいる人は何ができるのか」を連載してきました。

今回はそのまとめとして、4つの注意点を挙げたいと思います。

①「おかしい」と感じたら

迷わず連絡

みなさんからの相談、連絡が、虐待されている人の命を守ります。

②「そんなつもりじゃ

なかった」は言い訳

「しつこい」とか、「年寄り」は言うことを聞くものだ」といった考えなどは、言い逃れにすぎません。

③ひとりで抱え込まない

虐待してしまいそうな人、虐待してしまった人、あれは虐待

かもしれないと悩んでいる人もぜひご相談ください。

④虐待は

特別なことではない

児童虐待に関しては、「児童虐待防止法ができたから虐待が増えた」のではなく、「虐待かもしれない」と気づく方、そしてどこへ連絡してよいか、わかった方が増えたために、相談件数が全国的に急増していると思われま。障がい者、高齢者などどんな方についても同じことが言えます。すべての人を虐待から守るために、まずはご相談ください。

◆問い合わせ先

高齢者・障がい者への虐待
(地域包括支援センター ☎0859-54-5207)
児童・生徒など未成年への虐待
(教育委員会幼児教育課 ☎0859-54-5219)
配偶者からの暴力
【ドメスティックバイオレンス：DV】
(人権推進課 ☎0859-54-2286)